第３期大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務に関する公募型プロポーザル実施要領

１．業務概要

(1) 業 務 名　　第３期大和高田市子ども・子育て支援事業計画策定業務

(2) 業務の詳細　　別添仕様書のとおり

(3) 業務量の目安　　５，４４５，０００円（消費税及び地方消費税を含むを含む）を限度

・ただし、令和５年度分（子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査業務等）
２,４７５,０００円（消費税及び地方消費税を含むを含む)、
令和６年度分（子ども・子育て支援事業計画策定支援業務等）
２,９７０,０００円（消費税及び地方消費税を含むを含む）を上限とする。

(4) 履行期限　　契約締結日の翌日から令和７年３月３１日まで

・ただし、調査業務は契約締結の日から令和６年３月３１日まで

２．参加資格

本プロポーザルの応募資格は、以下の条件を全て満たすものとします。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないものであること。

(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3)　大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）に基づく資格停止期間中でないこと。また、国や奈良県で同等の措置を受けていないこと。

(4)　大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録があり、かつ取扱品目が「検査・分析・調査業務」として登録されていること。

(5)　過去５年間で同種業務の元請け実績が１件以上ある者であること。同種業務とは、「子ども・子育て支援事業計画」とします。

(6)　大和高田市や大和高田市職員等の間に資本関係及び人的関係がないこと。

(7)　大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成１５年告示第２５号）第２条第４号又は第５号に該当する者でないこと。

(8)　法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納していないこと。

３．手続き等

(1) 担当部局

〒635－8511 奈良県大和高田市大字大中９８番地４
大和高田市福祉部子育て支援室保育幼稚園課
TEL：0745-22-1101（内線 2582）
FAX：0745-23-0415

E-mail：hoikuyouchien@city.yamatotakada.nara.jp

(2) 企画提案書作成に関する質問の受付

・提出方法　　質問がある場合は様式９号をE-mailで提出すること。
・提出先　　(1) 担当部局
・受付時間　　令和６年１月１０日（水）午後１時まで
・回答　　令和６年１月１１日（木）にE-mailで回答を送付する。

(3) 参加申請書等の提出について

・ 提出期限　　令和６年１月１５日（月）午後１時までに必着
・ 提出先　　(1) 担当部局
・ 提出物　　※A4版とします。

（１）参加申請書（様式１）
（２）会社概要書（様式２）
（３）類似契約実績書（様式３）
※実績調書に記載したすべての契約書の写し等（子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査及び計画策定業務の内容が確認できるもの）を添付すること。
（４）業務実施体制調書（様式４）
（５）業務責任者実績書（様式５）
（６）暴力団排除に関する誓約書（様式６）
（７）会社の業績、ニーズ調査及び計画策定等に関する資料（１１部）
（原本１部、副本１０部…副本は会社名を伏せて用意してください。）
（８）提案書【表紙】（様式７）
※提案書については１部作成し、原本にのみ添付してください。
（９）大和高田市の地域特性を反映した企画提案書
（１０）仕様書に基づく業務を行うための具体的な手法
（１１）実施スケジュール
（１２）子ども・子育て会議の運営支援方法等
（１３）アピールポイント（様式８）
（１４）納税証明書（１部）
（１５）総費用額の見積書（２部）
（原本１部、副本１部…副本は会社名を伏せて用意してください。）

・仕様書に沿って貴社の提案を実施する場合の見積金額及び内訳金額を記載願います。
・見積書の宛名は２通とも「大和高田市長」とし、税抜き価格をご記入ください。
・見積に係る経費は業者負担とさせていただきます。

※副本については、全ての書類において事業者を特定できる情報（団体名、代表者、住所等）を削除して提出すること。

(4) 書類審査

参加資格を満たすものの中で、後述する「４．受託業者を特定するための評価基準」に基づき書類審査を行い、得点の高い順に最大３者をヒアリングの対象とします。

結果通知については、参加申請書に記載された電子メールアドレス宛に通知します。

(5) ヒアリング

提案書について、以下のとおりヒアリングを予定していますが、詳細については企画提案書提出後に個別に通知します。

・日時　　令和６年１月２４日（水）【予定】　詳細な時間は個別にご案内します。
・場所　　大和高田市役所５階会議室８
・出席者　　原則として、契約締結後に主担当者となる予定の方が説明及び回答を行ってください。会場に入室できるのは、３名以内とします。
・所要時間　　プレゼンテーション２０分以内、質疑応答１０分以内
※スクリーンは大和高田市で準備します。

(6) 受託業者の特定

（１）特定について

ヒアリング（提案書も含む）を基に、後述する「４．受託業者を特定するための評価基準」（１００点）により審査し、最高得点を得た者を契約の委託候補者とし、２番目に高い得点の者を次点者として特定します。参加事業者が１者であっても本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の合計点数が満点の６割未満の場合は特定しません。最高得点を取得した者が２者以上ある場合は、審査員の投票により決定し、審査員の投票が同率の場合は別紙１の企画内容⑦⑧の合計点数が高い事業者を優先事業者とします。

（２）通知について

ヒアリングをした者には通知をします。なお、選定に関する異議等は一切受け付けません。

４．受託業者を特定するための評価基準

別紙１の通り

５．企画提案書の作成等

(1) 留意事項

・作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
・企画提案書の表紙は様式１により作成してください。また、全ての添付資料はＡ４版より小さい縮小コピーはしないこと。
・Ａ４縦長片面とし、文字は１０．５ポイント以上とします。
・図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象としません。
・右肩以外に商号又は名称を記載しないでください。
・書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

(2) 企業の元請実績

「２．参加資格」の(5)に掲げる資格があることが判断できる実績を１件以上、様式３に記載してください。実績は元請けとして受注したものに限るものとし、下請、協力会社、再委託先等、元請として受注していないものは実績として認めません。業務内容が判断できる業

務計画書の写し、契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付してください。添付資料により実績が明確に判断できない場合は、参加を認めず、非選定とします。

(3) 工程計画

工程計画の作成にあたっては、開始時期を令和６年２月、完了時期を令和７年３月中旬とします。なお、枚数は２枚までとします。

(4) 企画提案書

本業務を実施するにあたっての企画提案を行ってください。様式は自由形式（ただしＡ４縦長）とし５枚まで（表面のみ）とします。

(5) その他

・提出された企画提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
・提出された企画提案書の提出期限以降における再提出は認めません。
・なお、提出期限内であっても、部分的な差しかえ及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。
・原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止します。
・提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。
・ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書を無効とします。
・ 契約の委託候補として選定された業者は、速やかに随意契約を締結することとします。

(6) 参考見積について

参考見積において、業務量の目安として示している限度額を超えている場合、もしくは、仕様書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については、選定しません。

６．留意事項

(1) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とします。
(2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
(3) 提出書類の著作権は、プロポーザルの参加者に帰属します。ただし、大和高田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、大和高田市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがあります。
(4) 提出された書類は一切返却しません。

以上